

【資料】

**住宅火災による死者の状況と住宅防火対策
の推進について**

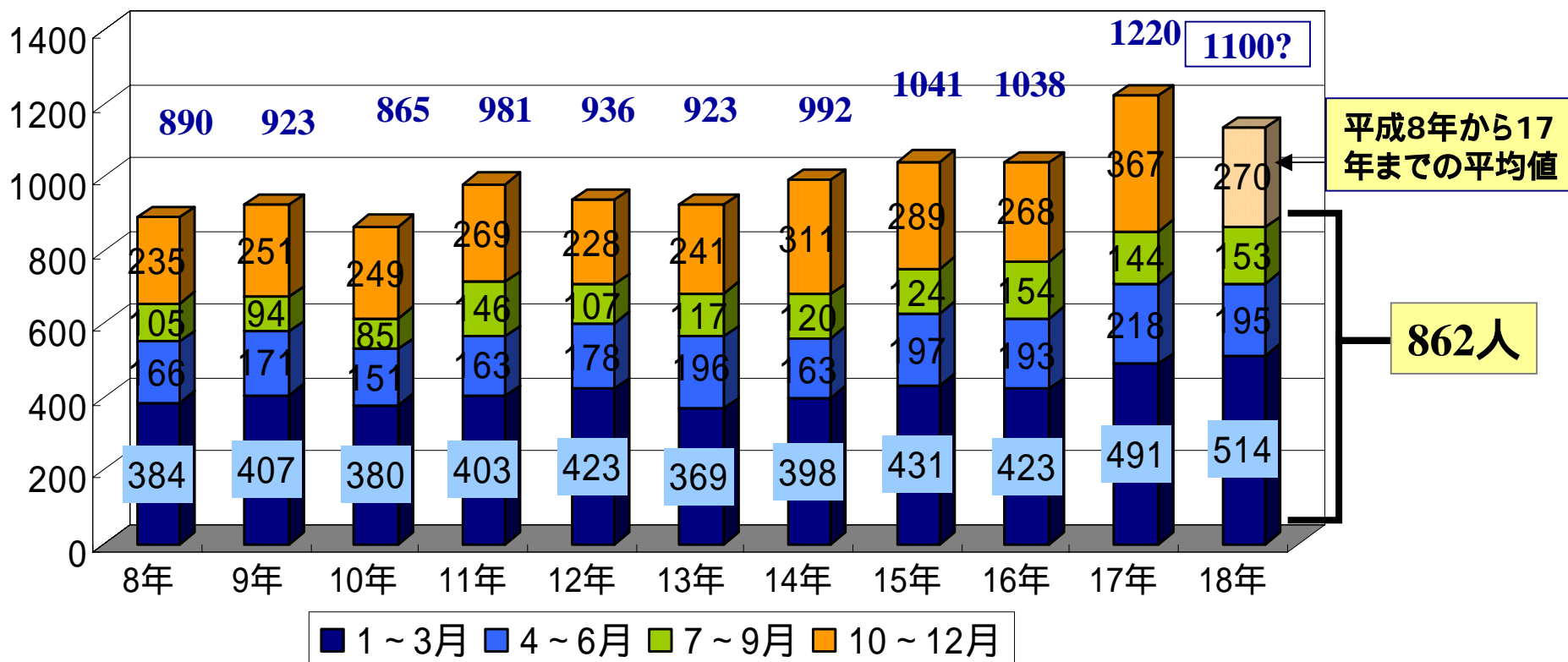
総務省消防庁予防課

1 住宅火災による死者数の状況

平成15年から3年連続して1,000人を超えた死者数は、平成17年には1,220人と記録のある昭和54年以降最多となった。

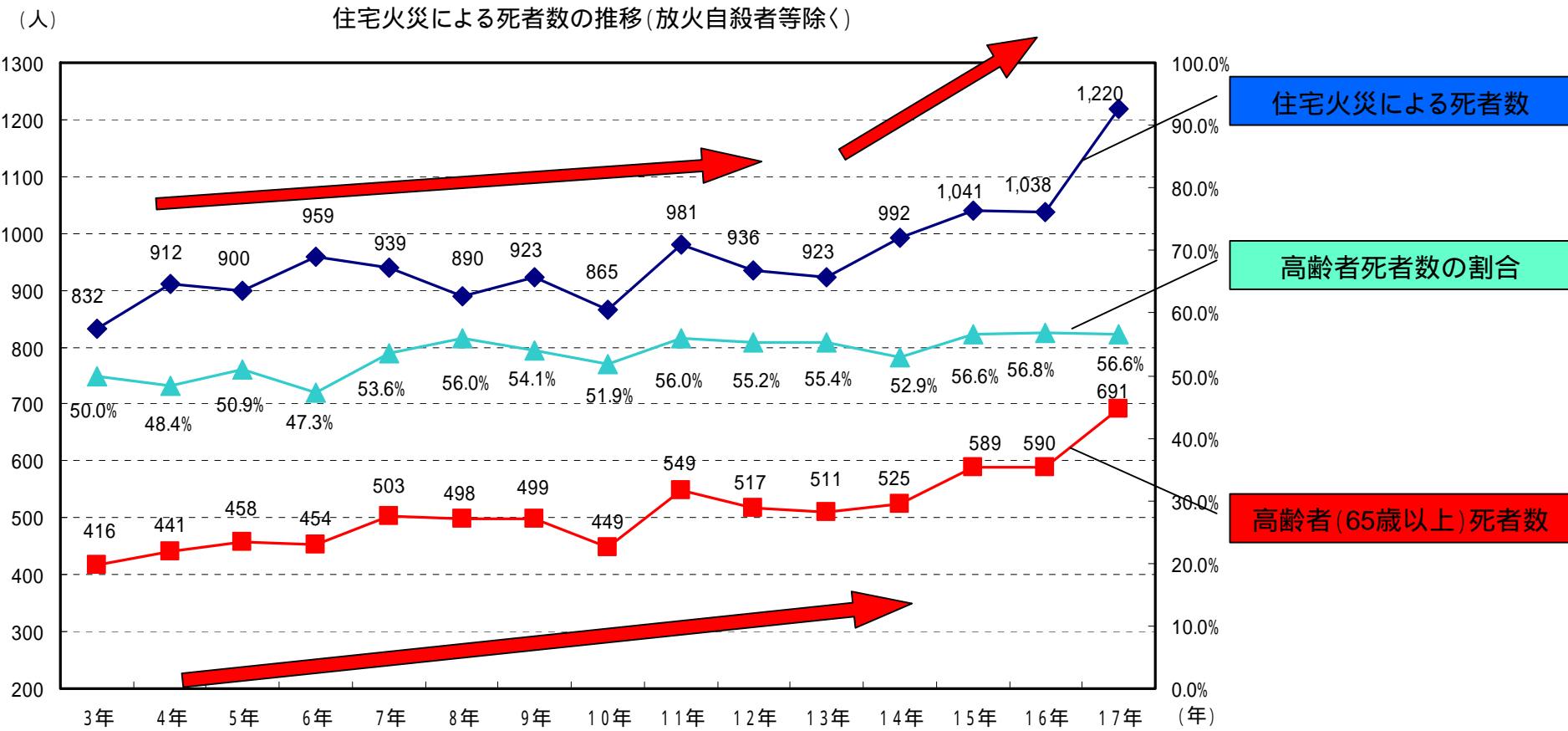
平成18年1月から9月末までの住宅火災による死者数は862人(前年同期比+9人)。これは、データの存在する昭和54年以降最多である。

図 住宅火災による死者数の推移(平成7年～17年)

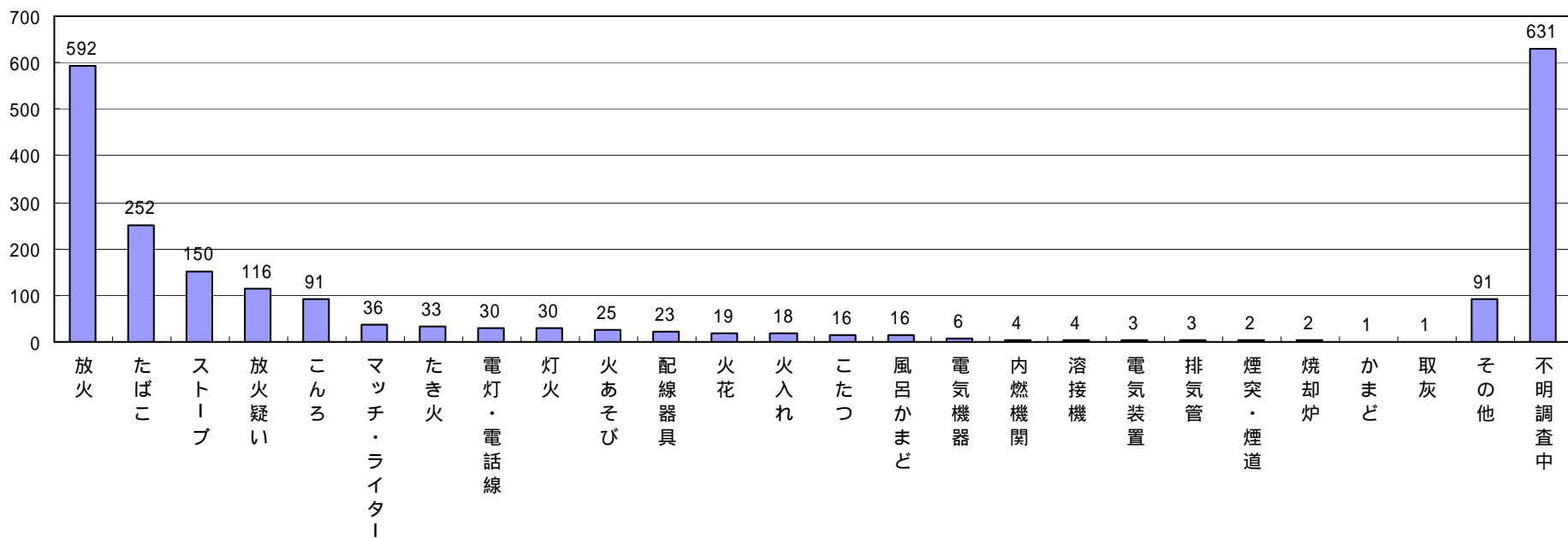


2 住宅火災による高齢者の死者数の割合の推移

住宅火災の死者数の過半を高齢者が占め、その割合も微増傾向であり、今後高齢化の進展とともにさらに住宅火災による死者が一層増加することが強く懸念される。

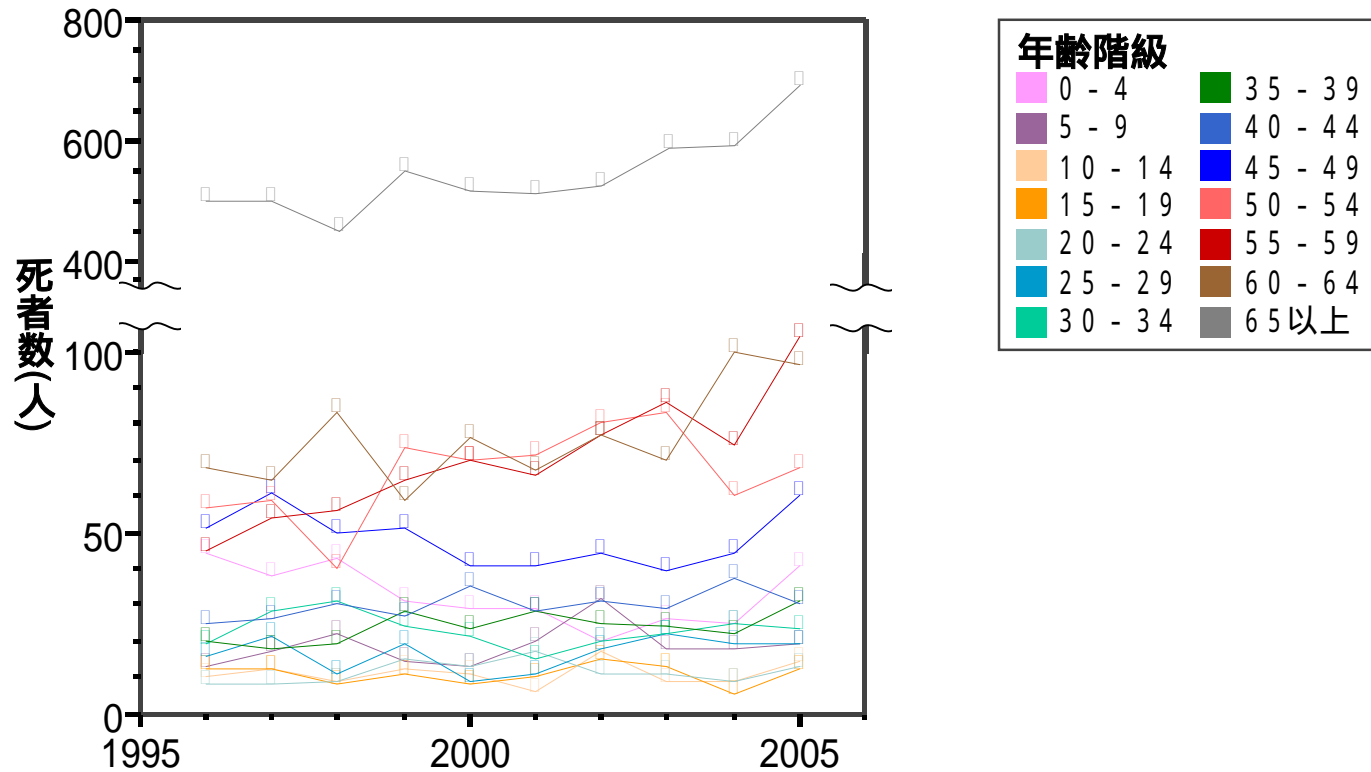


3 全火災における出火原因別死者発生状況

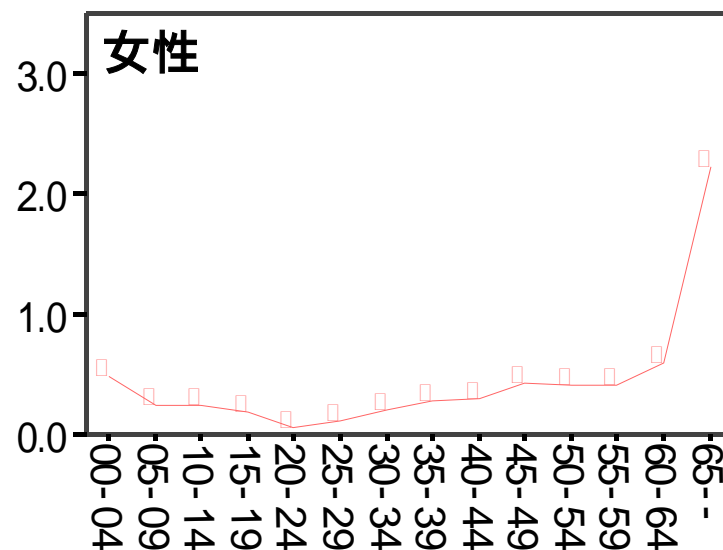
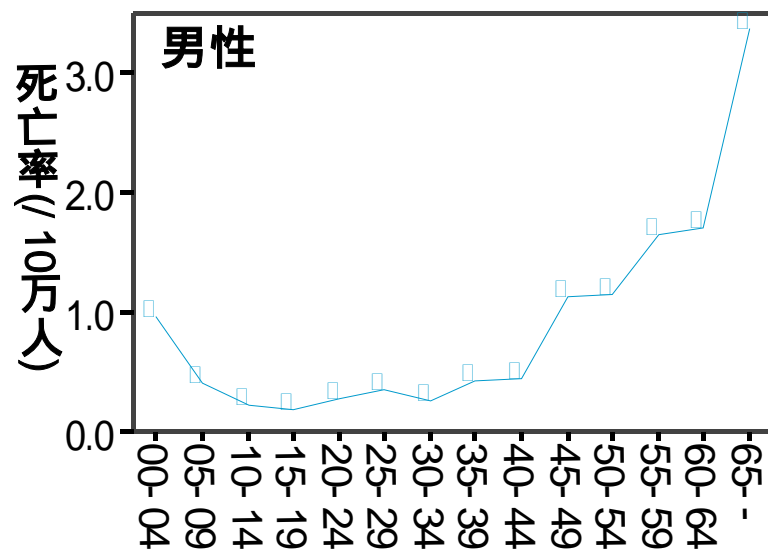


4 住宅火災による死者の発生状況

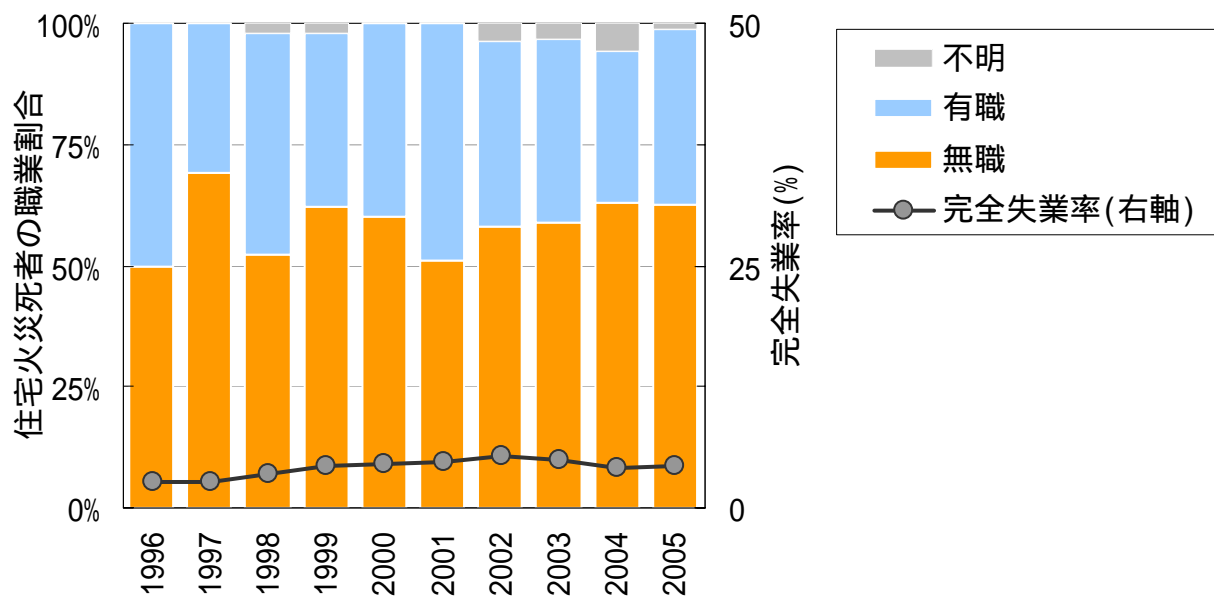
(1) 年齢階級別住宅火災による死者数の推移(放火自殺者等を除く。)



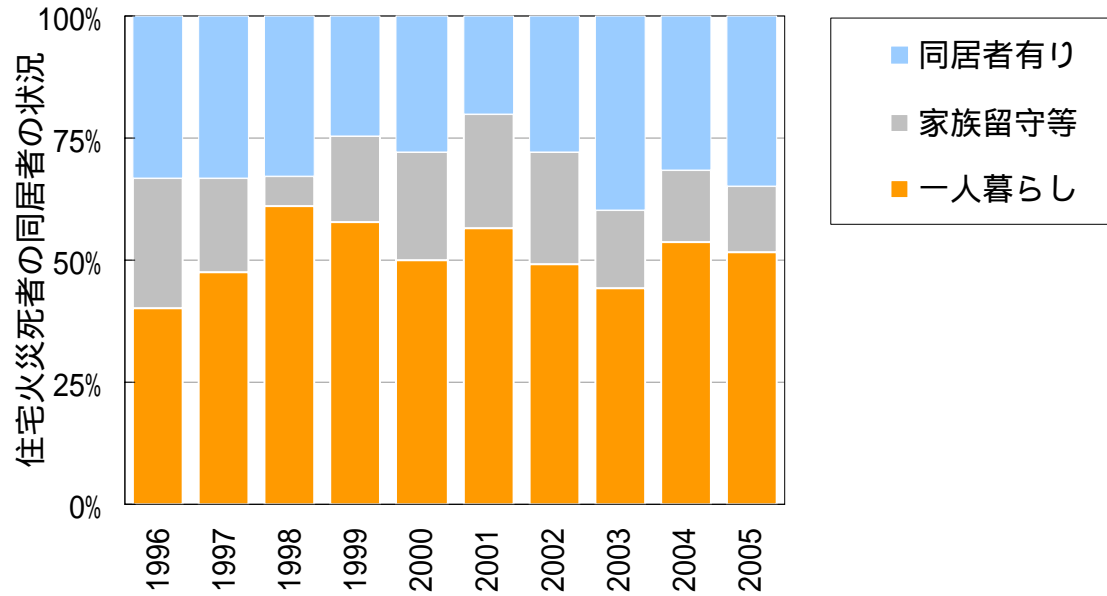
(2) 男女別・年齢階級別 住宅火災による死亡率の分布 (放火自殺者等を除く。)



(3) 住宅火災死者の職業と完全失業率の推移(55～59才男性)

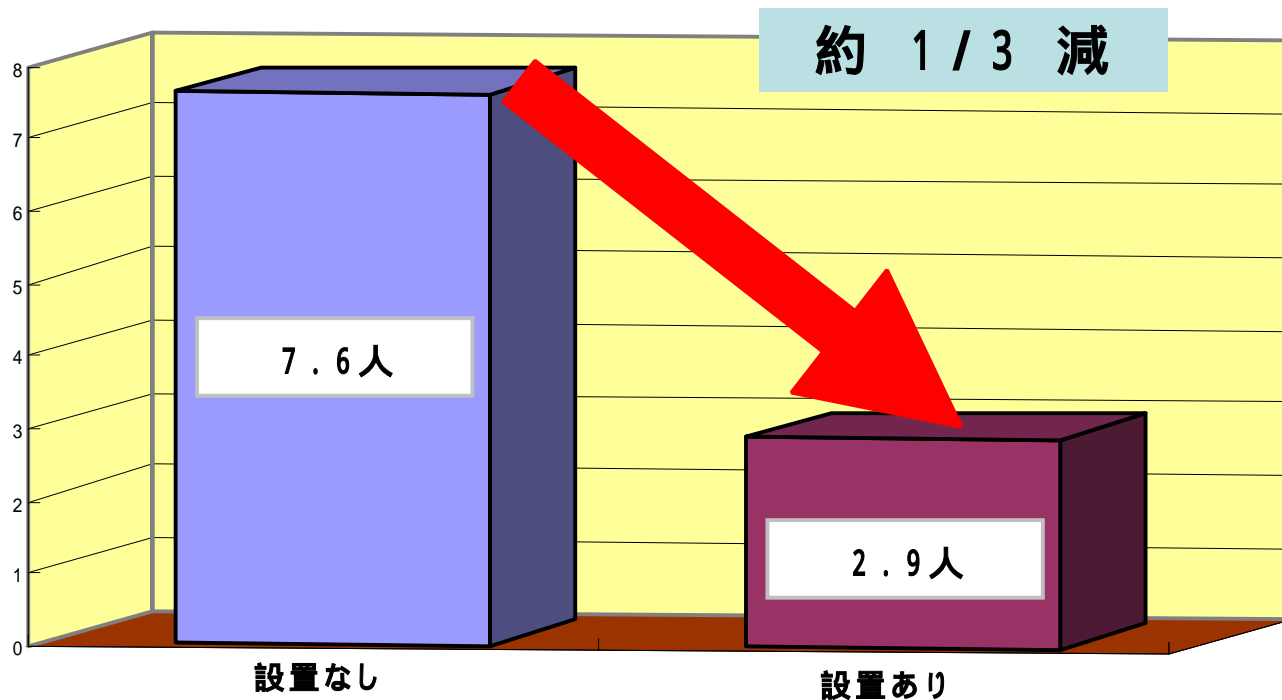


(4) 住宅火災死者の同居者の状況の推移(55～59才男性)



5 住宅用火災警報器等の設置の有無別死者数の比較(平成17年中)

住宅用火災警報器等が設置されていた火災と設置されていなかった火災を、住宅火災100件当たりの死者数で比較すると、設置されていた場合には約3分の1の死者数となっている。(数値は「火災統計」のデータによる)



6 住警器等の設置等の義務づけ(消防法等の改正)

公布

H16.6.2

消防法第9条の2(住宅用防災機器の設置等義務づけ)

政省令等改正状況

- (1) 消防法施行令の一部改正(平成16年政令第325号)**
住宅用防災機器として住宅用防災警報器等(いわゆる『住宅用火災警報器等』)を規定。
住宅用火災警報器等を設置・維持すべき住宅の部分として
・寝室
・寝室のある階(1階などの避難階を除く。)の階段 等を規定。
その他
・地方の気候・風土の特殊性勘案し、政令の基準の特例を条例に設けることが可能。
・住宅用防災警報器等に係る技術上の規格、設置・維持の細目は、総務省令に委任。
・建築基準法施行令の改正(建築確認の対象となる建築基準関係規定に消防法第9条の2を追加)
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令**
(平成16年総務省令第138号)
- (3) 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令**
(平成17年総務省令第11号)
- (4) 火災予防条例(例)の改正(平成16年12月15日付け消防安第227号)**

施行

H18.6.1

新築住宅については、平成18年6月1日
既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用(平成23年6月までの間で施行)

7 各市町村の条例改正の状況

平成18年5月末の条例可決報告状況

市町村の条例改正状況

消防本部数 809本部 / 811本部(99.8%)

既存住宅への適用時期

平成19年 2本部(我孫子市消防本部、大島町消防本部)

20年 208本部(25.8%)

21年 112本部(13.9%)

22年 1本部(東京消防庁)

23年 483本部(59.9%)



※音声メッセージ付きのものイメージです。

8 最近の住宅用火災警報器奏功事例

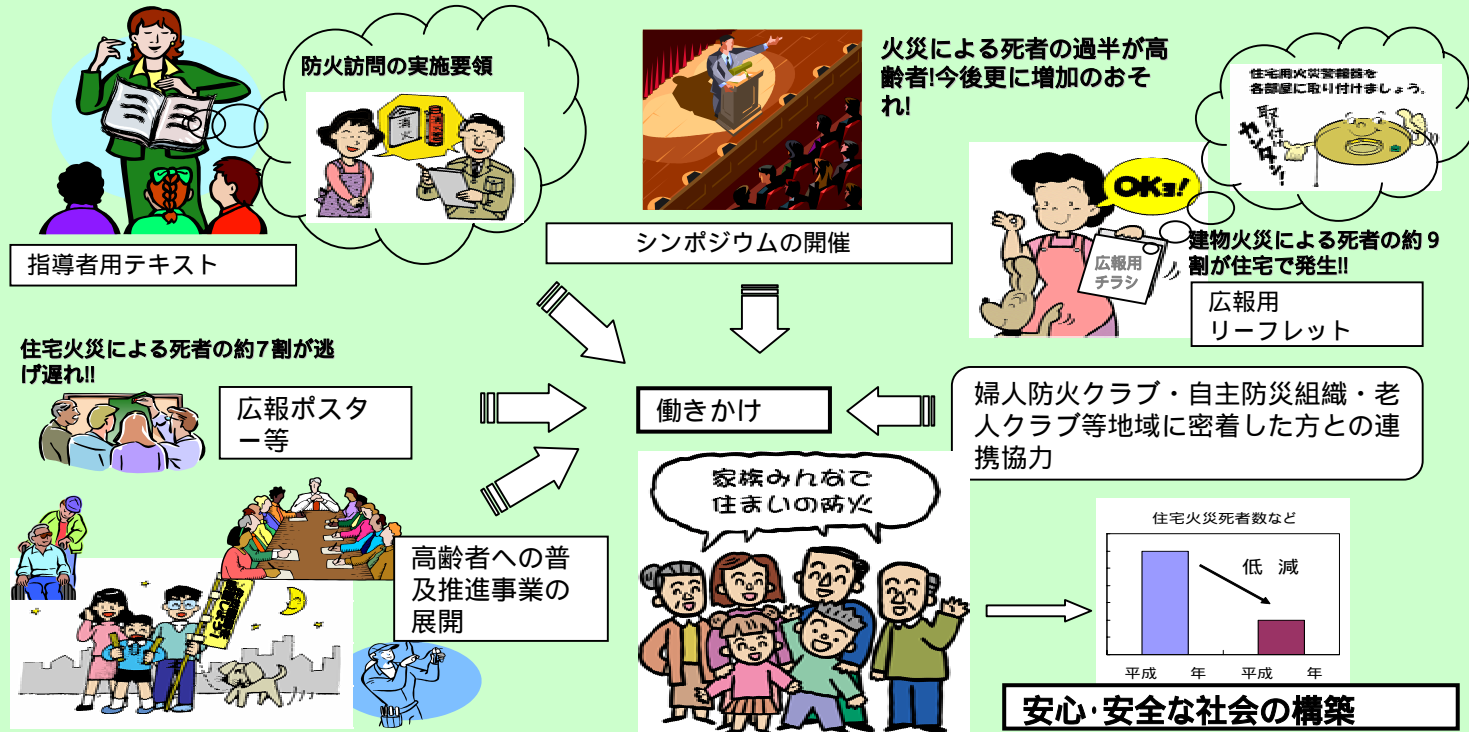
- (1) 就寝前にたばこを吸い、確実に消火せずに就寝してしまったため、座布団に落下したたばこが燻燃し、4時間半後に熱気と住宅用火災警報器の警報音により火災に気付き、枕元に置いてあったやかんの水で消火した。

(2) 1世帯4人が居住する併用住宅の2階居間のクーラーの下部付近から出火したが、階段部分に設置してあった住宅用火災警報器の鳴動に長女が気づき、火災を確認し、1階と2階に就寝中の両親に知らせるとともに119番通報を行い、父親が消火器を使って初期消火を行い、全員が避難した。

(3) 女性(90歳代)が1階の居室で、仏壇のロウソクに火をつけたまま就寝してしまい、その後ロウソクが転倒し、周囲の可燃物に着火した。2階で就寝していた男性(30歳代)が住宅用火災警報器の鳴動に気付き、階段に出たところ煙が漂っていたので、1階に降りたところ、仏壇から炎が上がっているのを発見、バケツと鍋で水道水を使って消火したあと、119番通報した。

9 住宅防火対策への取組み

【地域に根ざした広報・普及推進】



全国火災予防運動等において、広報・普及啓発活動等を実施
住宅防火対策推進シンポジウムの開催
消防本部等のホームページで住宅用火災警報器の設置を広報
婦人防火クラブ、消防団、自主防災組織等との連携による普及促進
不適正な訪問販売等に対する注意喚起の実施
共同購入等による普及促進
奏功事例の収集・提供